スーパー配管工加点期間の更新申込案内

東京都水道局では、工事請負単価契約における優れた実績と技術を有する配水管工を「スーパー配管工」として認定しています。「スーパー配管工」として認定された配水管工技術者を雇用する事業者には、対象単価契約申込み時の審査において、配置予定技術者の能力評価点として加点されることとしています。

加点される期間は、認定を行った年度を含めて５年間とし、加点期間を継続するためには更新手続きを行い、「加点期間更新」の認定が必要となります。また平成 30 年度より、更新者を対象とした更新時講習会への参加が必要となりました。

令和８年度も本案内の資格要件をすべて満たす申込者を対象に、配管技術力評価項目に基づいて評価し、「加点期間更新」の認定を行います。申込を希望される方は、申込用紙に必要事項を記入し、**必要書類を揃えて下記の期間内に申込先へ郵送にて提出**してください。

１　加点期間更新申込必要要件

次の資格要件を全て満たすこと。

① 第１回（平成 18 年度）、第６回（平成 23 年度）及び第 11 回（平成 28 年度）スーパー配管工認定者のうち令和３年度に加点期間を更新した者又は第 16 回（令和３年度）スーパー配管工認定者であること。

② 工事請負単価契約※において配置された配水管工として、令和４年度から令和８年度のうち、３年度以上において実務経験を有すること。

③ 雇用主の推薦があること。

※ 工事請負単価契約の対象は、水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、水道施設維持補修工事請負単価契約、配水本管小規模整備工事請負単価契約、多摩水道緊急工事請負単価契約、多摩水道整備工事請負単価契約をいう。

２　配管技術力評価項目

以下に基づいて評価する。

<table>
<tr><th colspan="2">評　価　項　目</th><th>評 価 期 間</th></tr>
<tr><td colspan="2">総合評価点</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>所属する受注者の工事実績
（工事成績評定）</td><td rowspan="2">令和４年４月１日から
令和８年 10 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td>その他の実績</td></tr>
</table>

配水管工事等従事実績は、口径 75 ㎜以上の送・配・給水管の管布設を伴う工事※及び、栓設置工事、割継輪、修理用クランプ、漏水防止金具による修理工事の実績を評価対象とする。

なお、付属設備の器械修理やパッキン取替えは評価対象としない。

※「口径 75 ㎜以上の送・配・給水管の管布設を伴う工事」とは、布設替工事、制水弁取替工事、私道内給水管整備工事、大口径給水管耐震強化工事、避難所等給水管耐震強化工事及び配管を伴う修理工事など、配管延長を有する工事をいう。

3　申込期間

【区部】

申込年月日	郵送先
令和8年11月2日(月)まで ※必着	**〒163-8001　東京都新宿区西新宿2－8－1　都庁第二本庁舎23階 東京都水道局給水部給水課漏水防止担当**

【多摩】

申込年月日	郵送先
令和8年11月2日(月)まで ※必着	**〒190-0014　東京都立川市緑町6－7　多摩水道立川庁舎8階 東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部技術指導課工務担当**

※期間内に申込みができない場合は、事前に問い合わせ先までご連絡ください。

4　提出書類

（1）「令和８年度 スーパー配管工加点期間更新申込用紙」（様式４－１及び様式４－２）

申込用紙の記入欄全てに記入し、記入もれのないようお願いします。

様式４－２では、スーパー配管工として工事請負単価契約に携わってきた方と、雇用主としてスーパー配管工を雇用している方に、今後の認定制度の参考としてアンケートを実施しております。

雇用主からの推薦は更新の要件に含まれますので、必ずご記入ください。

なお、アンケートにご記入いただいた内容は**更新の評価対象とはいたしません**ので、率直な意見をお聞かせ下さい。

また、申込者写真貼付欄は３か月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付してください。

※「令和８年度 スーパー配管工加点期間更新申込用紙」にとじ込んで提出していただくもの

①　令和３年度のスーパー配管工更新認定証又は第 16 回スーパー配管工認定証の写し

②　今年度の常用雇用を証明する書類（雇用確認は、次の書類の写しで行います）

ア　令和８年に発行された住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し

⇒「住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し」で雇用の証明ができない場合は、次のいずれかの書類の写し

イ　令和８年度に発行された健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ　有効期限及び事業所名称の記載がある資格確認証の写し

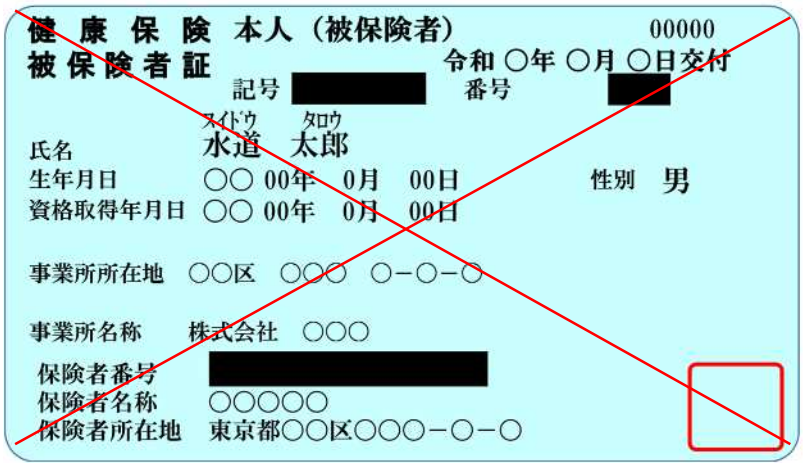
エ　登記事項証明書の役員名簿欄

（申込締切日から３か月以内に発行のもの。）

※会社名と個人名が併記され、資格者の常用雇用が確認できる書類である必要があります。

※常用雇用を証明する書類については、個人情報が含まれています。個人の住所やQRコードなどについてはマスキング処理を行って提出してください。

※有効期限のない従前の健康保険被保険者証での雇用の確認はできません。



③　配水管工としての資格を証明する書類の写し

（公社）日本水道協会の「配水管技能者登録証（大口径）」の写し

注：配水管工としての資格を証明する書類の写しや健康保険被保険者証等の写しは、カラーコピーでお願いします。

●「令和８年度 スーパー配管工加点期間更新申込用紙」の提出部数

１部を提出してください。ただし、局からの問い合わせの際に確認できる様に、別途１部をお手元に控えてください。申込者控えについては、写真の貼付は必要ありません。

なお、とじ込み方は別紙－１を参照してください。

（２）施工実績の資料（様式３）

口径 75 ㎜以上の送・配水管及び給水管の**完成図**で、申込者が配水管工として記載された工事を**すべて**記入し、その写しを添付してください。

配水本管小規模整備工事請負単価契約の場合、年度をまたがった施工案件については１案件としてカウントします。

なお、割継ぎ輪等の修理は、工事施工確認願の写しを添付してください。

添付する写しの用紙サイズは、全てＡ４サイズとします。また、完成図の写しは、標題欄、工事完成数量表及び道路占用許可一覧表が確認できるようにしてください。

●施工実績の対象契約

水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）

配水管小規模整備工事請負単価契約

給水管整備及び取り出し工事請負単価契約

水道施設維持補修工事請負単価契約

配水本管小規模整備工事請負単価契約
多摩水道緊急工事請負単価契約
多摩水道整備工事請負単価契約

●施工実績の資料の提出部数

１部を提出してください。ただし、局からの問い合わせの際に確認できる様に、別途１部をお手元に控えてください。

なお、とじ込み方は別紙－２を参照してください。

5　注意事項

①　加点期間更新の申込みを行わなかった場合や、更新認定がされない場合は、以降新規申込者と同様に評価をします。

②　複数契約の施工実績をお持ちの方は、施工実績一覧（様式４－３）に各契約の実績を記入してください。

③　記入内容に虚偽の記載があった場合は、スーパー配管工加点期間更新の受付を取り消します。

6　更新認定者について

審査結果は、12 月中にお知らせし、更新認定証を付与します。

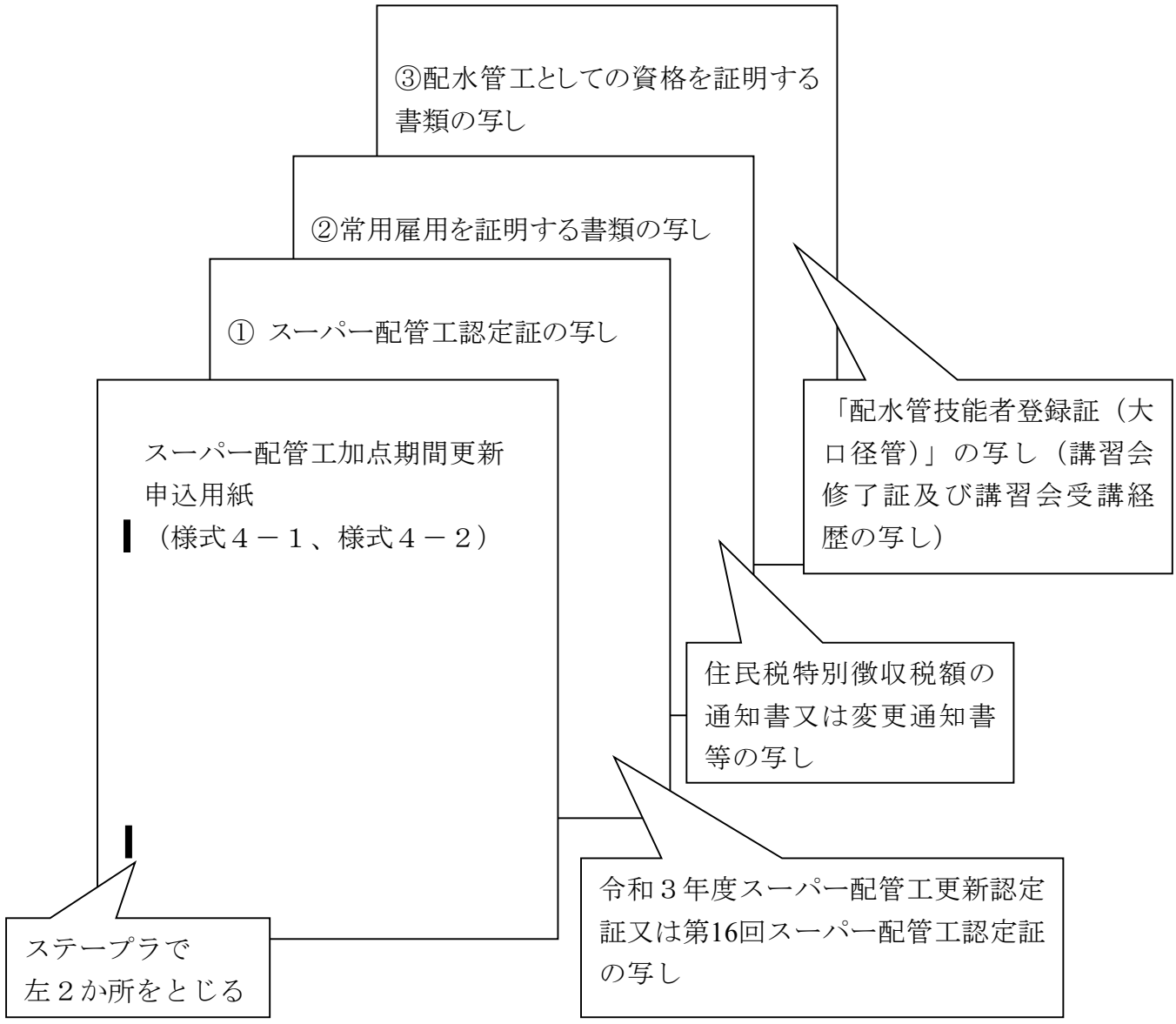
7　問い合わせ先

<table>
<tr><td colspan="2">【申込みに関する問合わせ先】</td></tr>
<tr><td>配水管小規模整備工事請負単価契約</td><td rowspan="3">給水部配水課（施設管理担当）
℡ 03－5320－6467</td></tr>
<tr><td>配水本管小規模整備工事請負単価契約</td></tr>
<tr><td>水道施設維持補修工事請負単価契約</td></tr>
<tr><td>水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）</td><td rowspan="2">給水部給水課（漏水防止担当）
℡ 03－5320－6477</td></tr>
<tr><td>給水管整備及び取り出し工事請負単価契約</td></tr>
<tr><td>多摩水道緊急工事請負単価契約</td><td rowspan="2">多摩水道改革推進本部
調整部技術指導課（工務担当）
℡ 042－548－5416</td></tr>
<tr><td>多摩水道整備工事請負単価契約</td></tr>
</table>

別紙-1

１ スーパー配管工加点期間更新申込用紙（様式４－１及び様式４－２）

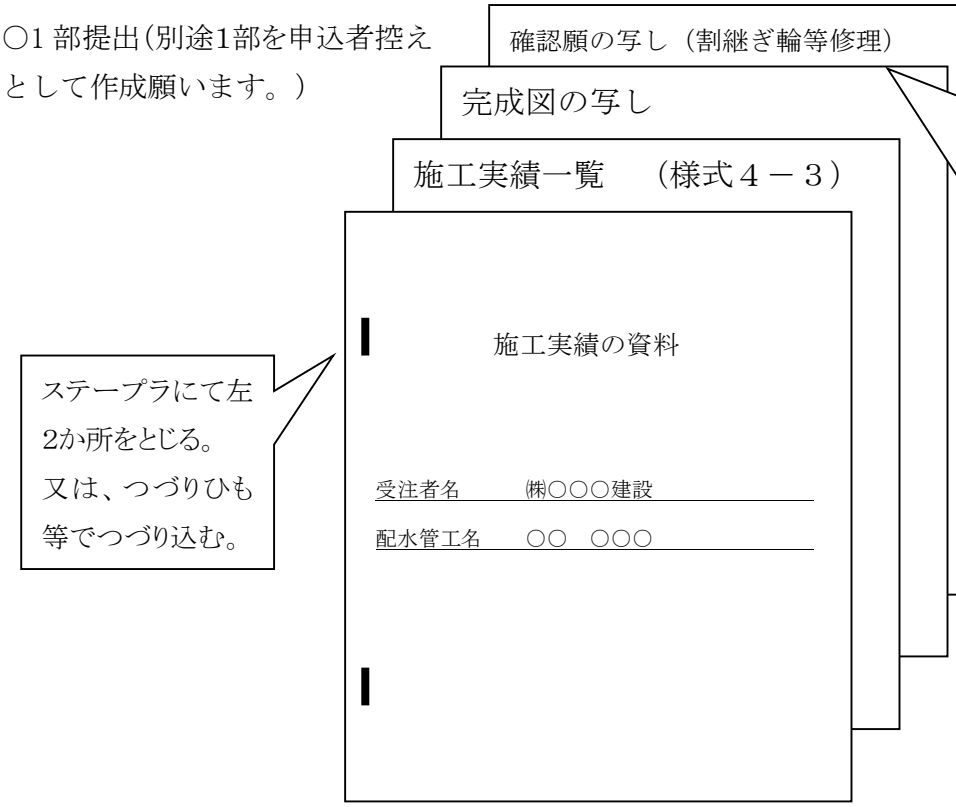
○1部提出（別途1部を申込者控えとして作成願います。）
○写しには顔写真の貼付不要



別紙-2

2 施工実績の資料（様式４－３）

○1 部提出（別途1部を申込者控えとして作成願います。）

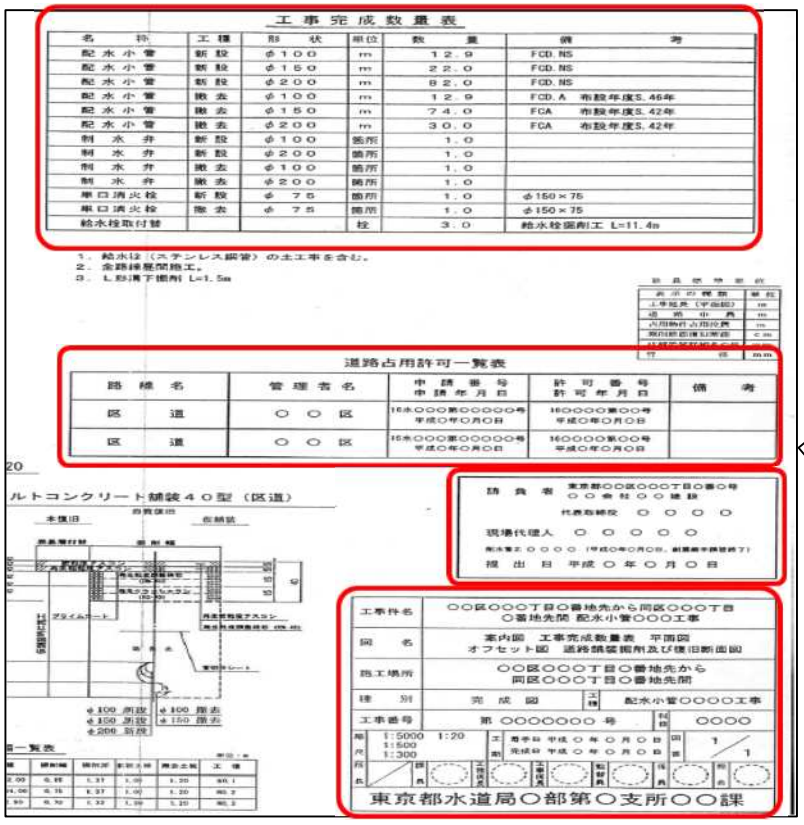


ステープラにて左2か所をとじる。
又は、つづりひも等でつづり込む。

・施工実績一覧（様式3）の整理番号順につづり込んでください。
・完成図の写しは、A4サイズでお願いいたします。
・割り継輪等による修理は確認願の写しを添付してください。

※　複数の工事請負単価契約の施工実績をお持ちの方は、施工実績一覧（様式３）に各契約の実績を記入してください。

令和４年４月１日から令和８年 10 月 31 日までに施工した 3 年度以上分（連続でなくともよい）すべての施工実績を提出してください。



完成図の写しは、標題欄、工事完成数量表及び道路占用許可一覧表が確認できるようにしてください。
なお、決裁済み（令和 3 年 12 月以降の完成図はハンコレスも可）で、申込者本人が配水管工として記載されたもののみ有効です。